



# TMC情報

Vol. 139

平成29年3月号

発行所：株式会社TMC経営支援センター／社会保険労務士法人TMC／TMC行政書士事務所／宇都宮法務行政書士事務所／TMC労働保険組合／TMC司法書士事務所  
〒329-3157 栃木県那須塩原市大原間西1丁目10番地6 | URL: <http://www.tmc-jinji.com/>  
TEL 0287-67-3023 FAX 0287-67-3024 | MAIL: [info@tmc-jinji.com](mailto:info@tmc-jinji.com)

## 新人研修のご案内

TMCでは、次表の通り新人研修を実施します。

今年度は、「より実践的な学び」により「自主性を備えた社会人」への切り替えを目的とした研修を行います。参加ご希望の方はTMCまでお申し込み下さい。

日 程	4月10日（月）～4月11日（火）の2日間 10:00～17:00（受付9:30～）
場 所	TMC本社2階研修室
内 容	会社の目的、社員の責任・義務、組織の考え方、個人目標設定、 給与と社員として働くことの理解、ビジネスマナー、コミュニケーション、 接遇基本知識、PDCAサイクル 等
対 象 者	新人社員、中途入社社員 定員：20名（先着順）
受 講 料	1名につき20,000円（税込） ※1名から参加可能

## 育休復帰支援プラン助成金

育児休業者の復帰を円滑にするための助成金が整備されています。

助成金活用のためには事前の段取りが必要となりますので、育児休業予定者がいる場合、お早めにご相談下さい。

概 要	中小企業が、育休復帰支援プランを作成し、プランに基づいて社員が育児休業を取得した場合と、職場復帰した場合、それぞれに助成金が支給される。
助 成 金	① 育児休業取得時：30万円（1企業1回限り） ② 職場復帰時：30万円（1企業1回限り）
主な要件	・育休復帰支援プランを作成している（業務引き継ぎ、休業中の情報提供等のプラン）。 ・休業開始前と休業終了後に面談を行い、記録している。 ・プランに基づき、業務引き継ぎ、休業中の情報提供等を実施している。 ・3ヶ月以上の育児休業を取得させている。 ・現在の育児・介護休業法に適合した規程を整備している。 ・一般事業主行動計画を届出・公表している。 等

## 欠勤したら罰金1万円は違法

某コンビニエンスストア加盟店オーナーが、従業員との間で「急に欠勤した場合は1万円の罰金を徴収する」との契約を結び、実際に罰金を徴収していたとして、労働基準法違反の疑いで書類送検されるというニュースがありました。

次の点にご注意ください。

- ・労働基準法第16条（賠償予定の禁止）において、違約金や損害賠償額を予定する契約は禁止されている。
- ・実際に発生した損害について、従業員に損害賠償請求することは違法でない。（あらかじめ賠償額を決めておくことが違法）
- ・「遅刻3回で1日分の賃金をカットする定め」も問題あり。（実際の欠勤時間よりも多く欠勤控除してしまうことになる）懲戒処分として減給する場合も、「平均賃金の1日分の半額」を超えて行くと違法。

## 平成29年度の健康保険料

平成29年度の健康保険料は、次表のとおりとなります。平成29年3月分（4月納付分）から適用となりますので、給与計算時にご注意下さい。

都道府県	旧（平成29年2月分まで）	新（平成29年3月分から）
栃木県	9.94%	9.94%（据え置き）
福島県	9.90%	9.85%
茨城県	9.92%	9.89%
宮城県	9.96%	9.97%
岩手県	9.93%	9.82%
青森県	9.97%	9.96%

介護保険料は、平成29年3月分から次のとおり変更となります。（全国一律）

（旧）1.58% → （新）1.65%

## 社会保険の短時間労働者任意適用

平成29年4月1日から、労使で合意がなされた場合、500人以下の会社で働く短時間労働者でも社会保険に加入できるようになります。条件は次のとおりです。

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること。
- ②賃金の月額が88,000円以上であること。
- ③雇用期間が1年以上見込まれること。
- ④学生でないこと。